

# 新型コロナウイルス感染症に係る 「住居確保給付金のしおり」内容の一時的な変更について

以下のとおり内容を一時的に変更いたします。

## 1 P.7～8「住居確保給付金受給中の義務」

### ◆受給中の求職活動等状況報告について

毎月4回以上のくらしとしごとサポートセンター支援員との面接は、月1回に緩和し、支援員との直接の面談のほか、改・参考様式9「求職活動等状況報告書」の郵送等による提出や、電話による内容の聞き取りも可能とします。

※必要となる求職活動については、支給理由や支給期間により異なります。  
詳細は別表をご参照いただくか、くらしとしごとサポートセンターへお問い合わせください。

(別表)

受給月数	受給者の状態	必要とされる求職活動要件				
		①	②	③	④	⑤
1～9か月目	離職・廃業（則第3条第1号）	必須	必須	必須	必須	任意
	休業等（則第3条第2号）	任意	必須	任意	任意	必須
10～12か月目 (再々延長中)	全 員	必須	必須	必須	必須	任意
再支給 (本則・特例)	離職・廃業（則第3条第1号）	必須	必須	必須	必須	任意
	休業等（則第3条第2号）	任意	必須	任意	任意	必須

### ◆別表について

- ①（申請時等）公共職業安定所での求職申込み
- ②奈良市くらしとしごとサポートセンターへの相談
- ③月に2回以上のハローワークにおける職業相談等の実施
- ④常用就職を目的とした週に1回以上の企業等への応募・面接の実施
- ⑤自立相談支援機関が決定した支援プランに沿った活動

## 2 P.10「住居確保給付金受給中の再支給について」

### ◆住居確保給付金は、原則一人一回の支給です。

令和3年2月1日～6月30日に限り、再度支給申請をすることが可能です。  
※この場合の再支給の申請は一度限りであり、支給期間につきましても3か月間に限っております。

### ◆その質問事項等につきましては、以下までお願いします。

**奈良市くらしとしごとサポートセンター**  
住所：〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1-1  
TEL：0120-372-310